

別添5 「家計改善支援事業の手引き」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別添5) 家計改善支援事業の手引き</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 人材育成について</p> <p>○ 家計改善支援事業実施者においては、相談支援に当たる適切な人材を確保・配置するとともに、その資質の向上に努める必要がある。国において引き続き家計改善支援事業に従事する支援員を対象とした専門的かつ実践的な研修を実施していく予定である。これに加えて、家計改善支援事業実施者自らも、制度の理念、基本倫理、基本姿勢等や家計に関する専門的な知識、支援方法に関する研修会や勉強会を開催し、人材の育成を図ることが重要である。事業所内における人材育成の考え方や方法に関しては、「自立相談支援事業の手引き」の第5章も参考にされたい。</p> <p>○ なお、家計改善支援事業実施者においては、一人又は少人数で支援を実施している場合があり、事業所内で単独で研修会等を開催することが難しい場合も考えられる。このような場合は、自立相談支援機関や近隣の家計改善支援事業実施者その他の関係機関と合同で研修会等を開催することが考えられる。合同研修を実施することによって、関係者が生活困窮者支援に対する共通認識を持ち、支援の質を共に高めていく効果も期待できる。</p> <p>第6章 個人情報の保護・リスクマネジメント</p>	<p>(別添5) 家計改善支援事業の手引き</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 人材育成について</p> <p>○ 家計改善支援事業実施者においては、相談支援に当たる適切な人材を確保・配置するとともに、その資質の向上に努める必要がある。国において引き続き家計改善支援事業に従事する支援員を対象とした専門的かつ実践的な研修を実施していく予定である。これに加えて、家計改善支援事業実施者自らも、制度の理念、基本倫理、基本姿勢等や家計に関する専門的な知識、支援方法に関する研修会や勉強会を開催し、人材の育成を図ることが重要である。事業所内における人材育成の考え方や方法に関しては、「自立相談支援事業の手引き」の第6章も参考にされたい。</p> <p>○ なお、家計改善支援事業実施者においては、一人又は少人数で支援を実施している場合があり、事業所内で単独で研修会等を開催することが難しい場合も考えられる。このような場合は、自立相談支援機関や近隣の家計改善支援事業実施者その他の関係機関と合同で研修会等を開催することが考えられる。合同研修を実施することによって、関係者が生活困窮者支援に対する共通認識を持ち、支援の質を共に高めていく効果も期待できる。</p> <p>第6章 個人情報の保護・リスクマネジメント</p>

改正後	現行
<p>1. 家計改善支援事業における個人情報保護の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家計改善支援事業の実施に当たり、支援員は相談者本人及び家族の収入や債務状況等の機微な個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は、相談者や家族のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要である。 ○ なお、個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第6章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図られたい。 <p>2 (略)</p> <p>第7章 運営計画と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。また、任意事業についても自立相談支援事業と併せて効果的な支援を行い、支援の質を担保するため、事業計画を作成し、その評価を行うことが必要と考えられる。 ○ 家計改善支援事業実施者においても、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、家計改善支援事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を作成し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆるPDCAサイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。 <p>具体的な実施方法については、令和5年度生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業（厚生労働省 令和5年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進</p>	<p>1. 家計改善支援事業における個人情報保護の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家計改善支援事業の実施に当たり、支援員は相談者本人及び家族の収入や債務状況等の機微な個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は、相談者や家族のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要である。 ○ なお、個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第7章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図られたい。 <p>2 (略)</p> <p>第7章 運営計画と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。また、任意事業についても自立相談支援事業と併せて効果的な支援を行い、支援の質を担保するため、事業計画を作成し、その評価を行うことが必要と考えられる。 ○ 家計改善支援事業実施者においても、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、家計改善支援事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を作成し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆるPDCAサイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。 <p>具体的な実施方法については、令和5年度生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業（厚生労働省 令和5年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉</p>

改正後	現行
<p>事業) の報告書 (https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/19/2200/) や、「自立相談支援事業の手引き」の第7章を参考にされたい。</p> <p>○ 評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まずは家計改善支援事業実施者が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。</p> <p>評価指標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数、家計再生プラン策定件数 ・支援・面談の回数 ・利用者の目標の達成状況（別添様式「評価シート」参照） ・利用者の満足度、苦情の件数 ・研修会等の実施回数 <p>第8章 （略）</p>	<p>推進事) の報告書 (https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/19/2200/) や、「自立相談支援事業の手引き」の第8章を参考にされたい。</p> <p>○ 評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まずは家計改善支援事業実施者が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。</p> <p>評価指標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数、家計再生プラン策定件数 ・支援・面談の回数 ・利用者の目標の達成状況（別添様式「評価シート」参照） ・利用者の満足度、苦情の件数 ・研修会等の実施回数 <p>第8章 （略）</p>